

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

障害福祉課

【告示】

○ 平成二十九年年度自衛官第三次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 平成二十九年年度自衛官第四次募集（航空学生）

〃

○ 平成二十九年年度自衛官第四次募集（一般曹候補生）

〃

○ 平成二十九年年度自衛官第四次募集（自衛官候補生）

〃

○ 特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任

情報政策課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 土地改良事業計画の変更の認可

耕地課

○ 道路の区域変更

道路整備課

【公告】

○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習（後期）の実施

消防保安課

目次

担当課（室）

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

〃

〃

〃

〃

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

〃

〃

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 二級建築士の懲戒処分

建築指導課

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の指定取消し

〃

【監査公表】

○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

監査事務局

◎岡山県規則第三十七号

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年岡山県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十四条の六第一項」を「第四十四条の五第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百六十二号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十九年年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生(男子・女子)

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

三 受付期間

- 1 平成二十九年七月一日から同月二十日まで
- 2 平成二十九年年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 3 適性検査
- 4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成二十九年七月二十二日又は同月二十三日

七 試験場

- 1 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)
- 2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿)

八 採用予定時期

- 1 平成二十九年八月下旬から同年九月下旬までの間

2 平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第三百六十三号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生のうち航空学生の平成二十九年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生（男子・女子）

二 応募資格

- 1 平成三十年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの
- 2 高等学校又は中等教育学校卒業者（平成三十年三月卒業見込みの者を含む。）
- 3 2に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者
- 4 高等専門学校第三学年次修了者（平成三十年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

平成二十九年七月一日から同年九月八日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所
若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 平成二十九年九月十八日
 - 2 第二次試験 平成二十九年十月十七日から同月二十二日までのうち指定する一日
 - 3 第三次試験
- (1) 海上自衛隊 平成二十九年十一月十六日から同年十二月十三日までのうち指定

する一日

- (2) 航空自衛隊 平成二十九年十一月十八日から同年十二月二十一日までのうち指定する期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 第一次試験の合格通知で指定する場所

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他六箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第三百六十四号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成二十九年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生(男子・女子)

二 応募資格

平成三十年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

三 受付期間

平成二十九年七月一日から同年九月八日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 平成二十九年九月十六日又は同月十七日

2 第二次試験 平成二十九年十月七日から同月十日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

(1) 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

(2) 第一セントラルビル(岡山市北区本町)

(3) 高梁市文化交流館(高梁市原田北町)

(4) 津山圏域雇用労働センター(津山市山下)

2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿)

- 八 採用予定時期
(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc/o/okayama/>

◎岡山県告示第三百六十五号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十九年年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子・女子）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

三 受付期間

平成二十九年七月一日から同年九月八日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所
若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 男子 平成二十九年九月二日から同年十月二日までのうち指定する一日

2 女子 平成二十九年九月二十六日又は同月二十七日

3 平成二十九年年度の高専学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者 原則として
平成二十九年九月十六日以降

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

八 採用予定時期

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第三百六十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十九条第一項の規定により、平成二十九年六月二十二日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（県に設置されている執行機関に係るものを含む。）を委任した。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第三百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションひこうきぐも

津山市押入七九一ー一

平成二十九年六月一日

◎岡山県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名	工種
-----	----

宮下西新開水路	かんがい排水
---------	--------

三 認可年月日

平成二十九年六月十五日

◎岡山県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市二宮字岡東一九八二番六地先から 津山市二宮字岡東二〇一三番地先まで	新	二八・九〇 三一・九	一五五・五
津山市二宮字岡東一九八二番六地先から 津山市二宮字岡東二〇一三番地先まで	旧	二八・九〇 四九・〇	一五五・五

〔二五四〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習（後期）を次のとおり実施する。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の日時、種別及び場所

講習年月日	時間	講習の種別	場 所
平成二十九年九月六日 （水曜日）	九三〇～ 一一三〇	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「給油取扱所従事者講習」という。）	備前市西片上二〇三九 東備消防組合消防本部
	一三三〇～ 一六三〇	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「その他の危険物施設従事者講習」とい	

平成29年6月30日 岡山県公報 第11901号

	平成二十九年九月七日 (木曜日)	平成二十九年九月八日 (金曜日)	平成二十九年九月十四日 (木曜日)	平成二十九年九月二十日 (金曜日)	平成二十九年九月二十日 (金曜日)
	九三三〇〃 一一三三〇〃	一三三三〇〃 一六三三〇〃	九三三〇〃 一一三三〇〃	九三三〇〃 一一三三〇〃	九三三〇〃 一一三三〇〃
う。	給油取扱所従事者 講習及びその他の 危険物施設従事者 講習	給油取扱所従事者 講習及びその他の 危険物施設従事者 講習	給油取扱所従事者 講習	給油取扱所従事者 講習	給油取扱所従事者 講習 その他の危険物施設 従事者講習
	井原市七日市町三二一 六 井原消防署研修室	新見市新見三一〇―三 新見市役所南庁舎一階 会議室	瀬戸内市邑久町本庄一 七九五 瀬戸内市消防本部(防 災センター)	笠岡市十一番町一六一 二 サンライフ笠岡	高梁市原田北町一二二 二 高梁総合文化会館

平成二十九年十月十八日（水曜日）		九三三〇〃 一二三三〇	給油取扱所従事者講習	総社市小寺三七七 総社市消防本部
平成二十九年十月十九日（木曜日）		九三三〇〃 一二三三〇	給油取扱所従事者講習	玉野市玉二一三一 玉野レクレセンター
平成二十九年十月二十日（金曜日）		九三三〇〃 一二三三〇	給油取扱所従事者講習	岡山市中区桑野七一五 一 二 岡山ふれあいセンター
一六三三〇	一三三三〇〃	その他の危険物施設従事者講習		

二 受講対象者

危険物取扱者免状（甲種、乙種及び丙種）の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業（保安監督を含む。）に従事しているもの

三 講習科目及び講習時間

- 1 危険物関係法令に関する事項 一時間
- 2 危険物の火災予防に関する事項 二時間

四 受講手続及び受講手数料

所定の受講申請書に必要事項を記入の上、四千七百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて提出すること。なお、証紙には消印しないこと。

五 受講申請書の受付期間

平成二十九年七月十日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで。ただし、同年十月十八日（水曜日）から同月二十日（金曜日）までの期間に実施する講習について

は、同年七月十日（月曜日）から同年九月八日（金曜日）まで受け付ける。

六 受講申請書の提出先

岡山市北区丸の内二―二―二〇 内山下ビル三階（〒七〇〇―〇八二三）

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会

七 その他

詳細については、一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会（電話〇八六―二三二―四八〇六）又は岡山県消防保安課（電話〇八六―二二六―七二九六）に問い合わせる。

〔二五五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人催合

三 代表者の氏名

森安 誠

四 主たる事務所の所在地

倉敷市浜町一丁目一六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類、社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔二五六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人地域生活総合支援センターはあとふるネットワーク

三 代表者の氏名

瓜生 浩輔

四 主たる事務所の所在地

倉敷市阿知二丁目一二番二二号K一ビル三階北

五 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者等（高齢者や障がい者、女性、未成年、在留外国人、マイノリティ等の社会的弱者、以下同じ）に対して、未成年後見制度や成年後見制度にかかる法定後見、任意後見等の後見支援業務、また、社会的弱者等が被害者あるいは加害者、また当事者同士となる紛争時において円滑かつ円満な話し合いによる解決・支援に関する事業等、また、障がい児・者に対して相談支援事業を行い、さらには社会的弱者等の抱える問題等について、講座や相談会を行い、これら問題等に対する情報等の普及、福祉等の利用促進・支援、人材の育成・支援を行うこと、そして社会的弱者等が豊かに、自分らしい生活を送ることができるよう支援していくとともに、豊かな生活を実現していくための芸術・文化的、余暇的活動やそれら活動に参加するための移動手段の確保等の相談や支援も進め、同時に、関係専門職や社会的弱者等の社会参加の受け皿となる中小企業、各種団体との密接な連携による実効ある支援体制を構築し、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二五七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人勝央町健康スポーツクラブ

三 代表者の氏名

竹久 良一

四 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町太平台三二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ活動を中心に文化活動等の振興に関する事業を行ない、心身ともに健康で明るく生きがいのある人づくりとコミュニティづくり・まちづくり等に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

〔二五八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなろ

三 代表者の氏名

森岡 晃

四 主たる事務所の所在地

玉野市番田一七六四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児・児童に対して、発達支援に関する事業を行い、児童福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二五九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピーズ小田中店

所在地 津山市小田中字膳田二〇三番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前九時

（変更後） 午前八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 敷地内駐車場 午前八時三十分から午前零時三十分まで

（変更後） 敷地内駐車場 午前七時三十分から午前零時三十分まで

4 変更年月日

平成二十九年七月一日

二 届出年月日

平成二十九年六月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月三十日から同年十月三十日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔二六〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピーズ笠岡美の浜店

所在地 笠岡市緑町五番五

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前九時

（変更後） 午前八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

地上駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）

地上駐車場 午前七時三十分から午後十時三十分まで

屋上駐車場 午前七時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成二十九年七月一日

二 届出年月日

平成二十九年六月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月三十日から同年十月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課

〔二六一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピーズ井原店

所在地 井原市西江原町字柳ヶ坪一―三四番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前九時

（変更後） 午前八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 敷地内駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後） 敷地内駐車場 午前七時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成二十九年七月一日

二 届出年月日

平成二十九年六月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月三十日から同年十月三十日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部地域創生課

平成29年6月30日 岡山県公報 第11901号

〔二六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名 称

香々美川土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住 所	理事 監
三木 康治	三木 康治	苦田郡鏡野町岩屋七八三一一	理事
田後 徹二	田後 徹二	大町六〇七	〃
坂田 英輝	坂田 英輝	香々美三五七	〃
渡辺 啓	渡辺 啓	〃 五二三	〃
藤田 元	藤田 元	市場二四六	〃
大林 郁夫	大林 郁夫	沢田四七八	〃
坂田 國雄	坂田 國雄	和田九五九一二	〃
寺岡 修止	寺岡 修止	円宗寺二七〇	〃
池上 明志	池上 明志	〃 一一六四一二	〃
福田 智士	福田 智士	古川一五四一一	〃
西山 博	西山 博	寺元三八五	〃
石田 誠	石田 誠	布原六二八	〃
坂手 聖	坂手 聖	吉原九一	〃
木尾 守男	木尾 守男	津山市上田邑二九三三	〃
内田 新一	内田 新一	二宮二二二一一	〃
岸 泰廣	岸 泰廣	苦田郡鏡野町香々美四四七	〃
利岡 憲一	利岡 憲一	真経五二八	〃
川口 肇司	川口 肇司	吉原六一三	〃
坂手 祥邦	坂手 祥邦	沖二五四	監事
北山 政士	北山 政士	円宗寺一三二五―三	〃
椋代 征男	椋代 征男	真加部一六〇九	〃

池田	長石	池田	北山	本田	田口	利岡
佳之	久士	知弘	政士	哲也	莊平	弘
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
宗枝二〇六一三	円宗寺一二七四一	竹田一六七	円宗寺一三二五二三	和田二五九一二	公保田一二〇	真経五〇三
〃	監事	〃	〃	〃	〃	理事

〔二六三〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり懲戒処分を行った。

平成二十九年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした年月日

平成二十九年六月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

青江 貞男 二級建築士 岡山県知事登録第五六二二号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する二級建築士として、建築士法第二十二條の二第二号の規定による二級建築士定期講習を、建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七條の三十六の規定により平成二十七年三月三十一日までに受けなければならないにもかかわらず、同日までに当該講習を受けず、同年四月一日からも、青江鉄工株式会社二級建築士事務所（岡山県知事登録第四二六九号）に所属し、平成二十九年二月二十二日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十九年六月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

祐森 慎 二級建築士 岡山県知事登録第九七九八号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する二級建築士として、建築士法第二十二條の二第二号の規定による二級建築士定期講習を、建築士法施行規則第十七條の三十六の規定により平成二十七年三月三十一日までに受けなければならないにもかかわらず、同日までに当該講習

習を受けず、同年四月一日からも、有限会社祐森建設二級建築士事務所（岡山県知事登録第六〇七四号）に所属し、平成二十九年二月二十二日に当該講習を受けた。

一 処分をした年月日

平成二十九年六月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

時光 和貴 二級建築士 岡山県知事登録第一〇〇七一号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士事務所に属する二級建築士として、建築士法第二十二条の二第二号の規定による二級建築士定期講習を、建築士法施行規則第十七条の三十六の規定により平成二十七年三月三十一日までに受けなければならないにもかかわらず、同日までに当該講習を受けず、同年四月一日からも、株式会社イシンホールディングス一級建築士事務所（岡山県知事登録第一四三四二号）に所属し、平成二十八年六月二十三日に当該講習を受けた。

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
内田としのり後援会	難波忠義	内田智頭子	備前市木谷五三二一三	平成二九・五・二二
岡くにたろう後援会	馬場正重	上野武志	瀬戸内市牛窓町牛窓三〇三八	〃 〃 五・一九
手をつなぐ会	溝手宣良	小倉志郎	総社市西阿曾二二五十三	〃 〃 五・一二

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県郵政政 治連盟支部	難波泰之	主たる事務所の所在地	津山市一宮四三一―二	倉敷市玉島爪崎七二七	平成二九・四・一

〃	〃	代表者の氏名	難波泰之	武政信人	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	小方裕彦	綱島利文	〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
英和会	菅野知昭	代表者の氏名	菅野知昭	中島秀樹	平成二九・五・七
庄司史郎後援会	庄司史郎	主たる事務所の所在地	真庭市日名一一九―二	真庭市福田三五五―九二	〃
末菅みつえ後援会	末菅邦佐	代表者の氏名	末菅邦佐	大谷康彦	〃
中山忠明後援会	岡本善弘	主たる事務所の所在地	美作市林野四四八―一	美作市林野三一七―四	〃

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

民進党岡山県参議院選挙区第2総支部

黒石健太郎

平成二九・五・三〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

石田しげき後援会

木村智明

平成二九・五・一六

大鳴二郎後援会

原田秀樹

〃 五・八

河合けんじ後援会

河合謙治

〃 四・三〇

河田ひろし後援会

福田幹尚

平成二八・一二・三一

神田栄作後援会

神田栄作

平成二九・五・二九

草加敏彦後援会

日下一成

平成二八・一一・二五

下山和由後援会

片山茂樹

〃 一二・三一

すみより善志後援会

赤坂てる子

〃 〃

正しい日本を創る会

則武健二

平成二九・五・二二

中村勝行後援会

尾田稔

〃 五・一八

山本俊明後援会

山本俊明

平成二八・一二・三一

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十九年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

山本俊明

資金管理団体の名称

山本俊明後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成二八・一二・三一

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年六月二十日

岡山県監査委員 池 本 敏 朗
 岡山県監査委員 青 野 高 陽
 岡山県監査委員 興 田 統 充
 岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成29年1月24日	平成29年3月24日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>奨学金の未収償還金が、前年度末に比べ約860万円減少しているものの、平成27年度末現在119,236,596円と多額となっている。</p> <p>措置の状況</p> <p>未収償還金については、学校や当財団からの文書・電話等による督促に加え、平成25年度から債権回収会社に回収業務を委託し回収を図っている。平成27年度からは2社による回収体制とした結果、毎年度が増加していた未収償還金が、平成27、28年度末と2年連続して前年度末に比し減少した。</p> <p>また、新たな未収償還金の発生を防止するため、卒業時に手引きを配布し返還についての注意喚起を行うほか、新規返還者への支払準備通知、約定未返還者への速やかな文書・電話督促の実施等を行ってきたところであり、こうした取組により、新たな未収償還金の発生額は年々減少している。</p> <p>しかしながら、まだ多額の未収償還金があることから、公平性や財源確保の観点からも、今後、このような取組をより一層進め、未収償還金の早期解消に努める。</p>		
公益財団法人岡山県育英会	平成29年1月27日	平成29年3月24日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>奨学金の未収償還金が、前年度末に比べ約2,770万円増加し、平成27年度末</p>		

現在192,376,995円と多額となっている。

措置の状況

未収償還金の回収については、現在、文書・電話・訪問による督促を本人や連帯保証人へ繰り返し行っており、対応が不誠実な長期滞納者に対しては法的措置を講じている。また、経済的理由により返還が困難な者へは、個々の状況に応じて返還方法の変更や分納を推奨する等、返還しやすい対応を柔軟に行っている。貸与段階においては、返還意識を高めるために学校担当者と連携し、「返還金が次の奨学金の原資になる」という奨学金制度の周知に努め、返還意識の向上を図っている。

今後、増加が見込まれる返還義務額については、新たに返還が開始する者に対して債権管理に最適な口座振替による返還を通知により推奨するとともに、その他の者に対しても、年2回の通知の中で口座振替の手続きを案内することにより、日頃から返還意識の更なる向上を図る。また、専門員の配置により、電話連絡を迅速かつ細やかに実施できる回収体制を強化し、新たな未収償還金の発生防止に努める。